

三井住友信託銀行の取組みにみる民事信託の支援事例

受託者の口座開設を積極的にサポートし ローン貸出等のサービスも提供

民事信託の健全な発展に意欲的に取り組む



2 007年の信託法改正をきっかけに使いやすくなった「民事信託」。「想いどおりの財産管理を実現できる」点が評価され、弁護士、司法書士、税理士などの士業を中心に民事信託の活用を模索する動きが活発になってきている。しかし、民事信託を利用し、金銭を管理するためには、「受託者名義の口座開設」を行わなければならない。これに積極的に対応している金融機関が少ないことから、普及が進んでいるとはいえない状況にある。

そんな中、三井住友信託銀行は2016年5月より受託者名義の

口座開設に応じ、受託者に対して預金取引などの金融サービスを提供する「民事信託サポート業務」を全国展開した。本稿では、民事信託サポート業務を開始した背景、サポート体制の全体像、具体的な支援事例などをレポートしていく。

「超」高年齢社会の日本では、平均寿命と健康寿命の差が

男性は約9年、女性は約12年にまで拡大しました。この期間は、身体上の不安を抱えていたり、意思判断能力が不十分であったりするなど、本人だけでは十分な財産管理ができない状態であることを意

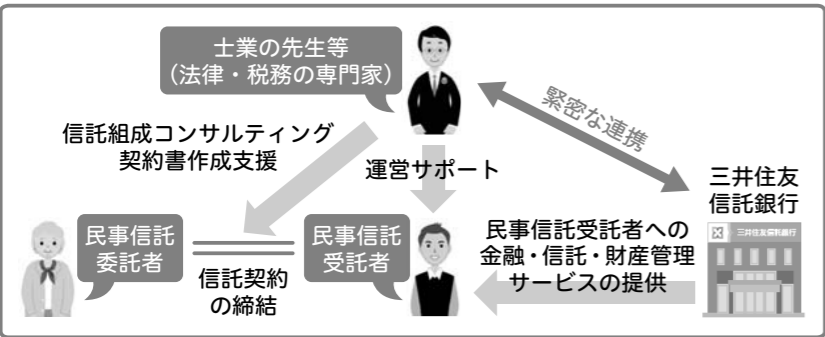
住友信託銀行として、まずは商事信託の商品ラインナップを拡充していった。その中で、信頼できる家族に財産管理を任せたいという要望を叶えるには、民事信託が適しているケースもあるとわかった。ちょうどそのころ、弁護士、司

法書士、税理士などの士業も、高齢期の財産管理における民事信託の可能性に注目しており、同行への問合せが始めていた時期でもあった。民事信託では、受託者に求められている資産の分別管理義務など

を果たすために受託者名義の預金口座が欠かせない。にもかかわらず、法律的な取扱いが定まっていない部分も多いことから口座開設に慎重な金融機関が大勢を占めており、民事信託を満足に利用できない状況にあった。

銀行による民事信託の支援は、これからの高齢社会にとって金融機関として意義のあることだと再確認した三井住友信託銀行は、受託者との金融取引に関するリスクなどを改めて整理。受託者名義の口座開設は十分に可能との結論に至り、事務取扱規定の作成や口座管理システムの構築などを進めていった。2015年9月からは東京・大阪・名古屋において個別に相談を受けた案件に対してサポート業務をスタート。その後、2016年5月に民事信託サポート業務を全国展開するに至っている。

図表1 民事信託スキームにおける連携のイメージ



出所：三井住友信託銀行資料より抜粋し作成

図表2 民事信託分野のサポート

民事信託分野	信託財産を分別管理する	民事信託口座の開設
	ためる・保全する 定期的に届ける	民事信託定期預金 民事信託金銭信託
	信託財産を運用する	民事信託投資信託 民事信託投資一任運用商品
	借りる	アパートローン
	その他	不動産の売買・管理、 有価証券の保護預かり等

出所：三井住友信託銀行資料より抜粋し作成

信託契約書の内容を確認し 口座開設が可能かを判断

民事信託サポート業務の全体像

銀行による民事信託の支援は、これからの高齢社会にとって金融機関として意義のあることだと再確認した三井住友信託銀行は、受託者との金融取引に関するリスクなどを改めて整理。受託者名義の口座開設は十分に可能との結論に至り、事務取扱規定の作成や口座管理システムの構築などを進めていった。2015年9月からは東京・大阪・名古屋において個別に相談を受けた案件に対してサポート業務をスタート。その後、2016年5月に民事信託サポート業務を全国展開するに至っている。

契約書の内容が、受託者名義の 口座開設に問題がないと判断され たら、公証人に依頼し、信託契約 書を公正証書にする。この公正証 書が受託者名義の口座開設の必要

条件

この契約書の写しをプライベートバンキング部に提出し、内容を確認してもらう。信託契約書は案文(ドラフト)段階でもチェックを受けることが可能だ。契約書の内容が、受託者名義の口座開設に問題がないと判断されたら、公証人に依頼し、信託契約書を公正証書にする。この公正証書が受託者名義の口座開設の必要